

目的 (P1)

ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画で、最大クラスの津波（L2津波）が発生した場合でも、市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを作ることとしています。

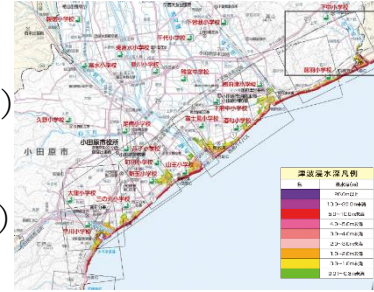
推進計画区域 (P15)

最大クラスの津波の到達時間が最短1分であることから、津波対策に関する道路、河川、海岸などにおけるハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させ、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する必要があることから、本計画の対象区域は津波浸水想定区域だけではなく、『**市域全域**』とします。

被害想定 (P8～14)

【相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）】

- ・モーメントマグニチュード：8.7
- ・最大震度：震度7
- ・発生確率：2000～3000年に一度（30年以内ほぼ0%）
- ・規模：L2津波
- ・津波高：最大11.9m（国府津地区）
- ・到達時間：最短1分（東町地区、浜町地区、本町地区）
- ・浸水面積：最大2.1km²
- ・全壊棟数：31,140棟（うち津波によるもの1,680棟）
- ・死者数：5,000人（うち津波によるもの3,670人）



市の津波の特徴と避難行動・避難対策への影響 (P42)

①避難時間が短い

津波が到達する時間は揺れ始めから1分～10分。

②避難距離が短い

本市における津波災害警戒区域は、区域外への避難距離の短い地域が多く、地震発生後速やかに避難行動を開始することにより、区域外への避難が可能になりうる。

③津波への意識不足

東日本大震災後すぐに、海拔10mの高さまで津波が到達することを想定した啓発を行っていたことから、住民の方々には現在の津波災害警戒区域に対する対策と異なる認識が根付いている。最新の津波災害警戒区域や基準水位の情報について、ハザードマップなどを活用し市民や関係機関等への周知を改めて行う必要がある。

津波避難の基本的考え方 (P45)

小田原方式津波避難要領

※ ここでいう「津波避難の基本的考え方」は、避難が必要な、津波災害警戒区域内にいる人を対象としています。

いつ

「**揺れだ！津波だ！すぐ避難！**」をスローガンとして、今まで感じたことのないような強い揺れを感じた時は、津波警報等を待つことなく、動けるようになったら直ちに避難開始

どこへ

津波災害警戒区域外に確実に到達できる人は、区域外へ！（水平避難）
それ以外の人は、基準水位 2 m 以下の 2 階以上へ！（垂直避難）

津波防災地域づくりの基本方針 (P47)

いのちを守り 地域を守る
未来に向かって持続可能なまちづくり

事業・事務 (P57～72)

I 減災

- ・公共建築物等の耐震化や防災機能の向上
- ・津波浸水被害の軽減(津波に対する対策)

II 避難体制の強化

- ・建築物等の耐震化等の推進(揺れに対する対策)
- ・多様な情報伝達手段の確保
- ・安全な避難空間の確保

III 自助共助活動の促進

- ・地域防災力の強化
- ・日頃の津波防災訓練や防災教育の実施
- ・津波避難体制の確立

IV 迅速な復旧

- ・災害対策本部・職員体制の強化
- ・外部支援の積極的受入・活用
- ・応急仮設住宅の早期確保

V 事前復興

- ・事前復興計画の検討
- ・津波災害警戒区域における施設立地の制限等

VI 今後検討すべき課題